

第5期佐倉市障害福祉計画(平成30年度～平成32年度)の概要

1. 計画策定の趣旨

- ・佐倉市では、国の基本指針に即して策定した「第5次佐倉市障害者計画(平成28年度～平成32年度)」及び「第4期佐倉市障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)」に基づき、計画的に障害者施策の推進を図ってきましたが、「第4期佐倉市障害福祉計画」は平成29年度に計画終了年度を迎えるため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、新たな「第5期佐倉市障害福祉計画」を策定していくものとします。
- ・平成28年の児童福祉法の一部改正(平成30年4月施行)により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされたため、「第1期障害児福祉計画」を「第5期障害福祉計画」と一体的に策定していくものとします。

第5期佐倉市障害福祉計画

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

2. 計画の位置付けと対象期間

・佐倉市障害福祉計画(平成30年度～平成32年度)

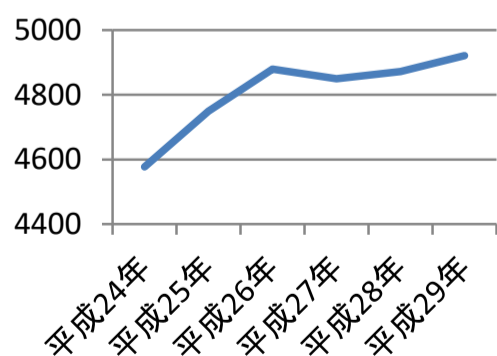
障害者総合支援法第88条に基づく法定計画です。同法第87条に基づく基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関して定めます。

・佐倉市障害児福祉計画(平成30年度～平成32年度)

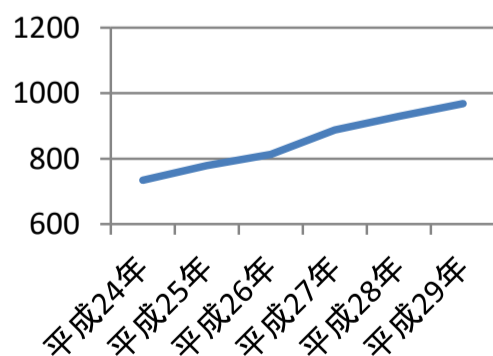
児童福祉法第33条の20に基づく法定計画です。同法第33条の19に基づく基本指針に即して、障害児福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関して定めます。

3. 障害者手帳等所持状況

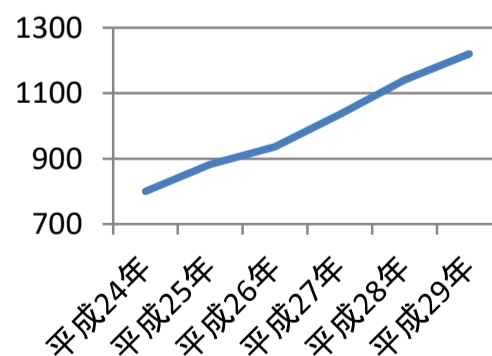
身体障害者[人]



知的障害者[人]

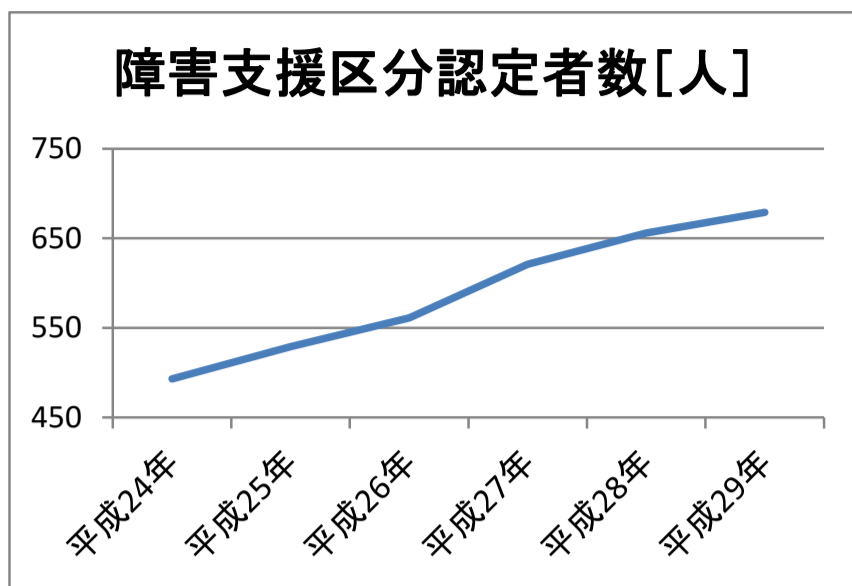


精神障害者[人]



※各年3月31日時点での人数

4. 障害支援区分認定数



※障害支援区分とは、障害福祉サービスを利用するにあたり必要な認定です。

※児童福祉法に基づくサービスや就労支援関係のサービスなどを受ける際には区分認定を必要としないため、左記にそれらの数値は含みません。

5. 主要課題(目標値)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・施設入所からの地域移行……11人
- ・施設入所者数を2%削減
- ・グループホームの整備量……28人
- ・精神入院からの地域移行……30人

②地域生活支援拠点の整備

③福祉施設から一般就労へ

- ・一般就労者数を1.5倍に
- ・就労移行支援の利用者数を2割増加
- ・就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上に
- ・就労定着率を8割以上に
- ・就労継続支援B型からの一般就労……9人
- ・就労継続支援B型事業の充実に向けた協議体の設置

④医療的ケア児・者等への支援体制の整備

- ・医療的ケア児・者等の関係機関の協議体の設置

⑤障害児の支援の提供体制の整備

- ・放課後等デイサービス事業の充実に向けた協議体の設置

⑥精神障害者向け地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害に特化した協議体の設置

6. 目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と経緯
2. 計画の性格
3. 計画期間
4. 計画の策定に向けて(留意事項)
5. 基本的な考え方

第2章 障害児・者を取り巻く状況

1. 佐倉市の障害者手帳所持者等の状況
2. 佐倉市の障害支援区分の認定状況
3. サービスの提供状況と市内事業所数

第3章 前期計画の達成状況

1. 前期計画の重点事項の達成状況
2. 障害福祉サービスの達成状況
3. 障害児を対象としたサービスの達成状況
4. 地域生活支援事業の達成状況

第4章 達成すべき目標

1. 重点事項の達成目標
2. 障害福祉サービスの達成目標
3. 障害児を対象としたサービスの達成目標
4. 地域生活支援事業の達成目標